**保護者の皆様へ**

# 令和７年度　就学援助の申請について

旭市教育委員会　教育総務課

旭市では、経済的な事情により、お子さんの義務教育費用の支払いが困難な方に対し、学用品費や校外活動費などの費用について援助する制度があります。

この援助を年度当初から希望される方は、学校が指定する期日までに、必要書類を在籍している学校（新入生は入学予定校）へ提出してください。

なお、申請は年度途中でも随時受け付けています。

## （１）支給対象者

旭市に住所を有する小・中学生の保護者で、次の①～③のいずれかに該当する方。

**①生活保護を受けている者**

**②生活保護に準ずる程度に生活が困窮し、世帯総収入金額（令和６年中）が基準額以下の者**

〈 **基準額例** 〉　世帯の人数などにより基準額は異なります。

| 世帯人数 | 家族構成 | 基準額 | |
|---|---|---|---|
| | | 年間総収入(持家) | 年間総収入(賃貸) |
| ２人 | 母(33歳200万)・子(7歳) | 約250万 | 約305万 |
| ３人 | 父(41歳200万)・母(37歳専業主婦)<br>子(10歳) | 約245万 | 約300万 |
| ３人 | 母(39歳200万)・子(8歳)<br>子(4歳) | 約310万 | 約365万 |
| ４人 | 父(40歳250万)・母(38歳専業主婦)<br>子(14歳)・子(9歳) | 約315万 | 約370万 |
| ５人 | 父(46歳200万)・母(43歳100万)<br>子(17歳)・子(13歳)・子(10歳) | 約370万 | 約425万 |

※収入には、児童手当や児童扶養手当などの各種扶助や、養育費などを含みます。家族構成(人数、所得額、年齢等)および、住宅の形態(持家・賃貸)により、基準額となる年間総収入金額が異なります。

※収入による判断のほか、資産（預貯金や不動産など）による判断基準もあります。

**③上記以外に突発的な事情により経済的事情が急変し、生活が困窮していると認められる者**

・生計維持者の死亡、会社都合による失業等

## （2）申 請 方 法

在籍する学校もしくは教育総務課へ、以下の書類を提出してください。

① **支給申請書　１部(学校及び教育総務課で配布しています)**

② **金融機関名・口座名義・口座番号等がわかる書類の写し(通帳・キャッシュカード等)**

③ **令和６年中の収入が確認できる書類(生計を共にしている方全員分)**

| | |
|---|---|
| いずれか一種<br>必ず提出 | 所得証明書（写しでも可）※年度当初(４月)の申請では使用できません |
| | 源泉徴収票の写し　※複数就労の場合は、すべての就労先分の写し |
| | 所得税確定申告書の写し |
| | 市民税・県民税申告書の写し<br>→収入がない場合には、収入がない旨の申告を行い写しを提出してください。 |
| 該当がある<br>場合のみ提出 | 老齢年金の写し・遺族年金の写し・障害者年金支給通知の写し<br>児童扶養手当の写し・傷病手当等の支給通知の写し　　等 |

※生計を共にしている方とは、同じ家計（生活費を共有している）で生活している方のことです。そのため、同居・別居を問わず、同じ家計の方は書類提出が必要です（単身赴任や就学のための別居など）。

## （3）提 出 後 の 流 れ

① **認定通知**　　審査結果は、教育委員会より郵送します。

② **就学援助費の支給**　年３回に分けて支給されます（7 月･12 月･3 月に支給予定）。

## （4）援助の対象となる経費

①学用品費 ②通学用品費 ③入学児童生徒学用品費等 ④卒業アルバム代等 ⑤医療費
⑥校外活動費 ⑦修学旅行費 ⑧通学費 ⑨クラブ活動費 ⑩オンライン学習通信費

※学年や世帯、実施の有無によって、対象外の経費になる費目がございます。

※生活保護を受けている方は、修学旅行費のみ就学援助制度で支給されます。

※就学援助が認定になっても、**学校の集金を免除するものではありません。**

## （5）そ の 他

認定後、年度の途中で世帯の経済状況が好転した場合や、市外へ転出した場合などには、認定を取り消すことがあります。また、来年度以降も就学援助を希望する場合は、毎年の申請が必要になりますので、ご注意ください。

詳しい就学援助制度の内容については、旭市の HP に掲載しております。

**«問い合わせ先»**

在籍している小・中学校 または 旭市役所４階　旭市教育委員会 教育総務課
（TEL:0479-85-8617）